

【令和5年度 単身加入世帯 市と府下統一の年間保険料比較表】

所得	和泉市	府下統一	③差額分
基本料金 (所得割なし・軽減なし)	69,740円 (+17,400円)	88,586円 (+19,552円)	18,846円 (+2,152円)
0~43万円 (7割軽減該当)	20,922円 (+5,220円)	26,575円 (+5,865円)	5,653円 (+645円)
50万円 (5割軽減該当)	42,731円 (+10,429円)	52,798円 (+11,603円)	10,067円 (+1,174円)
75万円 (2割軽減該当)	91,728円 (+21,824円)	109,748円 (+23,994円)	18,020円 (+2,170円)
100万円	133,751円 (+31,479円)	157,841円 (+34,429円)	24,090円 (+2,950円)
150万円	189,901円 (+43,829円)	218,591円 (+47,479円)	28,690円 (+3,650円)
200万円	246,051円 (+56,179円)	279,341円 (+60,529円)	33,290円 (+4,350円)
300万円	358,351円 (+80,879円)	400,841円 (+86,629円)	42,490円 (+5,750円)
400万円	470,651円 (+105,579円)	522,341円 (+112,729円)	51,690円 (+7,150円)
500万円	582,951円 (+130,279円)	643,841円 (+138,829円)	60,890円 (+8,550円)
600万円	695,251円 (+154,979円)	765,341円 (+164,929円)	70,090円 (+9,950円)
700万円	804,169円 (+170,000円)	850,000円 (+170,000円)	45,831円 (+0円)
800万円以上	820,000円 (+170,000円)	850,000円 (+170,000円)	30,000円 (+0円)

※40~64歳の方の場合は（ ）内の金額が介護分保険料として加算されます。

国民健康保険料の算定方法



【加入者が2名以上の場合は、上記保険料に加入者ごとの所得割額、均等割額が加算されます。】

加入者ごとに下記の①+②を「③差額分」に加算した額が世帯保険料の府下統一との差額となります。

【①府基準との所得割額の差分】

所得	40歳以下.65歳以上	40~64歳
0円	0円	0円
50万円	644円	742円
100万円	5,244円	6,042円
150万円	9,844円	11,342円
200万円	14,444円	16,642円
300万円	23,644円	27,242円
400万円	32,844円	37,842円
500万円	42,044円	48,442円
600万円	51,244円	59,042円
700万円	60,444円	69,642円
800万円	69,644円	80,242円

【②府基準との均等割額の差分】

軽減	40歳以下.65歳以上	40~64歳
なし	12,874円	15,026円
2割軽減	10,299円	12,020円
5割軽減	6,437円	7,513円
7割軽減	3,862円	4,507円

≪参考 軽減割合の目安≫ 世帯の合計所得

	2名加入世帯	3名加入世帯
2割軽減	150万円以下	203.5万円以下
5割軽減	101万円以下	130万円以下
7割軽減	43万円以下	43万円以下

※国保加入していない世帯主の所得も世帯所得に含まれます。